

# 高比良元の 地域活動 (抄) <ハード面>

人口の流出、過疎化の進行等は各地方都市における深刻な問題です。それは、地方都市内の周辺部において顕著に現れています。周辺部におけるインフラの未整備がこの過疎化等を助長する大きな原因でもあります。人間は、他と比較してより快適な環境で生きたいと願うのが一般的です。そうであれば、道路等の生活基盤の改良を行い定住できるための生活の快適性を向上させることで過疎化等の原因を少しでも抑えていかなければなりません。このような思いを持つ自治会の要請を受け住民と共にその実現に努力しています。



## 日本政府に先駆ける活動

「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」は「われわれのことを我々抜きで勝手に決めるな」との視点から、障害のある人もない人も共に時間をかけ協議し生みだされたものであり、障害者権利条約に批准できるほどの内容を有する条例である。

本条例は、これまでのように、何が、どうすることが差別にあたるのかの判断を個人個人の良識に委ねるのではなく、一定の行為類型毎に「行つてはならない差別、即ち障害を理由とする不均等待遇や、合理的な配慮に基づく措置の欠如」を規定することによって、差別の尺度を客観的に明確にしていくことに意義を有する。

それは、ここに具体的な差別を提示して、条例でそれを禁止する。このことにより差別を受けた人を救済する道を開くという今までにない根拠法となるのである。



長崎県のこの議員提案条例成立後、日本国による批准が以下の経緯で効力を発した。(批准すると条約は憲法と法律との間に位置づけられ、同条

約に反する国内法を作ることは許されない。)

2013年12月4日参議院本会議が、障害者基本法や障害者差別解消法の成立に伴い、国内の法律が条約の求める水準に達したとして、条約の批准を承認

2014年1月20日批准書を寄託

2014年2月19日日本での効力が発生

いわゆる長崎県の「障害者差別禁止条例」の制定は2013年(H25.5.22)であることから、日本政府の承認より半年前に先駆けしたものであり長崎県民が誇れる条例であるといえる。

### 都道府県議会では全国に先駆ける活動

いわゆる議員活動としては年4回の定例議会があり、議会閉会中は、決算審査特別委員会や他の委員会活動及び視察研修等が行われ、また、執行部の行う行事等への参加や会派活動への参加があり、これらに全部出席したとしても年間実質約125日前後の活動が行われてきた。しかし、これだけの日数では、県が作成する政策・計画・予算・事業等の成案が真に県民が望むものか否かの精査を行うことは不可能である。

その結果、隠された情報や問題が内在し、また、不必要な予算の執行及び補助金の交付等が行われその責任を誰も取らないという現状が生じている。

通年議会の設置は、今まで通りの定例議会を基本とする限り保守的な前年主義となり、長崎県経済の浮揚並びに人口減少対策や行財政改革はできないとの観点から設定されたという経緯がある。

## 数少ない政治家

人口減少と財政難の下で地域や自治体が住民のための行政機能を維持していけるだろうか。総務省は3大都市圏以外で人口20万人以上、昼夜人口比率1以上の高度な自治体機能を持つ地方中枢拠点都市構想を検討していると言われている。

言い換えるなら、理想は「地方創生」現実には地方都市集約論を前提としていられると考えられる。従って、このような環境を背景とするなら次回の統一地方選挙(特に首長)は、地域の衰退化をただ見守るだけか、又は、すぐれた都市経営能力をもつ政治家により地域を豊かにできるかの選択選挙となるといっても過言ではない。

本通信は、このような衰退必至の地方都市を再建できると考えられる数少ない政治家のひとりである**高比良元**県議にスポットをあて彼の長崎に対する思いと実践を紹介し地域住民の期待と評価に資するものとする。

さて、今回の新国立競技場建設問題で計画見直しに慎重だった安倍政権が7月17日、一転して現行計画の白紙撤回を宣言した。政権は安倍晋三首相による周到な「政治決断」を強調するが、「この問題については、これまで国民の声に謙虚に耳を傾け、様々な点を踏まえて検討を進めてきました。」(内閣官房長

る。

この通年議会による審議時間の増加は、今までと異なる執行部の提案(細心の注意を払ったものとなる)と変わり、公共サービスの実等県民の目を意識したものと変化したのである。さらに、長崎県病院企業団の執行部の提案する「対馬地域新病院(仮称)建設工事」に隠された情報があることを文教厚生委員会において、顕在化させ、これにより一億円の減額を実現させた実績がある。

旧年来的ような定例議会を踏襲する限りこのような隠された情報は審議時間の制約で開示されなかつたものと考えられる。ここに、通年議会の本質が現れのである。

このように県民の利益に沿う通年議会を自民党側は、「離島選出の議員が自宅で寝たのは100日程度だった」とか「地域活動に時間が割けない」という理由もあるが、「連立会派主導で、かつ、議会運営の根幹にかかわる事項を全会一致でなく決めた制度だから、いったん白紙に戻す」という結論ありきで廃止したのである。

確かに多数決の結果として廃止となったのであるが、「県民のために必要か否か」の議論なしに全国に先駆けて導入された制度が幕を閉じたのである。

常に、県民目線で旧態依然の保守的な行政を改革している**高比良元**県議に、通年議会の再開を期待するものである。

官記者会見)からわかるように世論に押された対応であることに否めない。

ここで言えることは、開催まで間に合わないので変更できないという文部省の組織的対応には族議員の利益が国民の利益より優先されたものと推測されることである。

また、新国立競技場の建設計画の総工費が膨れあがった背景には、コストについての国民負担が真剣に議論されていない。すなわち、自分の懐が痛まないから平然と提言できる無責任行政だからであると考えられる。

このような族議員とのしがらみを優先し、市民から見た経済的負担のあり方を無視した行政は地方自治体にも存在する。したがって、この人口減少と財政難の下で適切な行政機能を発揮させるためには、そのトップである首長の資質(市民の代表という強い認識としがらみのない指導力)が重要であるといえる。

また、地方創生を目玉政策にする以前から、地方には莫大な予算が、さまざま名目で配分されてきた。しかしながら何兆円もの資金を、地方の活性化目的に配分しても活性化しない。その理由は、「利益」を出さない、いや税金を使う。「利益を出せない」事業ばかりだからである。

例えば、商店街が、国の予算などを使って大手代理店などに外注して、格好のいいポスターを作り、大規模なイベントをやったところで、一度やったらもう終わりである。しか

も、その予算は地方雇用の代理店の社員の「給与の足し」になり、利益は東京にもつていかれるだけである。(木下 齊 地方再生人、内閣官房地域活性化伝道師 東洋経済コラムより抽出)

また、地方創生の目玉である道の駅や特産品開発には、生産者・加工者・公務員が中心となった「協議会組織」が中心となっていて、肝心の消費地の販売者や消費者の関与が希薄という生産者理論が優先される構造上の問題がある。

すなわち、補助金には制約があるが、その制約を承知した上で有効に活用すべき都市経営上の指導者(首長)がいないから地方の活性化が一般に継続困難であったと考えられる。

したがって、行政+議員+首長を経験した政治家こそが今後の地方行政を都市経営と位置づけ地域を豊かにすることが約束できるのである。なぜなら、行政経験でも特に長崎県政策調整局企画調整課 企画監を担当したことは、行政組織の各部署の業務内容や利害関係に精通し、このことにより行政組織に対して強い指導力を発揮できること、また、議員を経験することにより市民のもつ苦悩や期待を共有でき、行政目線から市民目線の政策に改革できること、さらに、首長を経験することにより決裁の責任の重さを熟知し、地域の活性化と住民の利益との調和を十二分に行える基礎が内在しているからである。